

丘珠空港エコエアポート協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、丘珠空港内で活動を行う全ての事業者等（陸上自衛隊丘珠駐屯地を除く。）が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(所掌業務)

第2条 本協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施に当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(構成)

第3条 本協議会の構成員は別表のとおりとする。

(会長及び事務局)

第4条 本協議会の代表者たる会長は、東京航空局丘珠空港事務所長とする。

- 2 本協議会の事務局は、東京航空局丘珠空港事務所が当たる。

(協議会の運営)

第5条 本協議会の開催は、会長が定める。

- 2 本協議会に付議すべき議題は、提案書を予め提出し事務局が取りまとめる。
- 3 本協議会の議決は多数決による。

(作業部会の設置)

第6条 第3条の構成員の連携、意見調整を図るため作業部会を設置する。

- 2 同部会の構成は、別表の事務担当者とする。

(構成員の加入、退会)

第7条 本協議会設置目的遂行のための、新たな構成員の加入は本協議会の決議によって決定する。現構成員の退会もこれに準ずる。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、協議の上、決定する。

附則 この規約は、平成18年11月16日から施行する。

丘珠空港エコエアポート協議会構成員

東京航空局丘珠空港事務所長
気象庁新千歳航空測候所丘珠空港出張所長
北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室長
北海道警察本部地域部航空隊長
札幌市消防局消防航空隊長
(株)エアーニッポンネットワーク北海道事業支店長
(株)北海道エアシステム丘珠空港所長
札幌丘珠空港ビル(株)常務取締役総務部長
国際航空給油(株)丘珠空港事業所長
北海道航空(株)整備部長
朝日航洋(株)札幌航空支社長
オールニッポンヘリコプター(株)札幌基地長
中日本航空(株)丘珠運航所長
エアフライトジャパン(株)札幌営業所長
(株)伊藤組航空部長

空港環境部会構成員

以下事業所等の事務担当者とする。

東京航空局丘珠空港事務所
気象庁新千歳航空測候所丘珠空港出張所
北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室
北海道警察本部地域部航空隊
札幌市消防局消防航空隊
(株)エアーニッポンネットワーク北海道事業支店
(株)北海道エアシステム丘珠空港所
札幌丘珠空港ビル(株)
国際航空給油(株)丘珠空港事業所
北海道航空(株)
朝日航洋(株)札幌航空支社
オールニッポンヘリコプター(株)札幌基地
中日本航空(株)丘珠運航所
エアフライトジャパン(株)札幌営業所
(株)伊藤組航空部